

地域未来創造総合補助金 Q & A

R7. 4. 1

<共通事項>

項 目	質 問	回 答
対象地域	県内全域となっているが、旧町村部を優先すべきか。	県内全域を対象とするが、地域バランスを十分に考慮する必要はある。
事業主体	① 主な活動拠点を県外に置いている事業主体は対象となるのか。 ② 個人が事業主体となる場合に要件はあるのか。	① 地域活性化につながる事業を実施するのであれば対象となる。 ② 個人を事業主体にする場合、地域への波及効果や活動実績により、適宜判断されたい。
事業採択	① 申請時期に限定はあるのか。 ② 同種の補助事業がある場合の留意点は。	① 採択時期は随時である。ただし、十分な事業期間を確保すること。確保できない場合は、次年度予算での採択を検討すること。 ② 原則として他の補助事業を優先活用すること。ただし、他の補助事業等による執行が困難なものである場合は事業採択できる。(実施要領3(10)) なお、他の補助事業で採択されなかった事業を、磨き上げることなく、そのまま採択することは適当でない。
補助事業の継続	① 要綱第6条第1項第3号で補助金が原則全額返還となる事業の中止・廃止を基準となる「補助事業の完了の翌年度から」は具体的にいつか。 ② 要綱第6条第1項第3号で補助金が「原則」全額返還となっているが例外はどのような場合があるのか。	① 以下の通りとする。 ・ 施設や設備の単年度整備の場合：整備の翌年度から ・ 毎年継続開催することを前提に補助したイベント：補助対象の翌年度から起算 ・ 複数年採択で整備した事業で最終年度に完成・供用された場合：供用開始の翌年度から起算 ・ 複数年採択で整備した事業で各年度に完了したものから供用した場合：それぞれの供用開始翌年度から起算 なお、チャレンジ支援枠は予定事業の持続性を検証するための制度であることから、本号の対象外となる。 ② 予期せぬ死亡や災害等やむを得ない理由により事業の継続が困難な場合は、5年未満でも返還は不要。(ただし処分可能な財産があれば、補助金返還が発生することはない。)

<チャレンジ支援枠>

項 目	質 問	回 答
対象事業	対象となる事業を判断する上で特に留意する点は何か。	<p>対象補助事業は、地域未来創造総合補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表1に定めるチャレンジ支援枠における補助対象事業を実施するにあたり、あらかじめ行われる調査研究や試行等であり、当該事業そのものがチャレンジとされないよう留意する必要がある。</p> <p>また、予定事業の持続性を検証するための制度であることから、持続性が確保されているのであれば、地域創生枠や地域未来創造枠を活用されたい。</p>

<地域創生枠・地域未来創造枠>

項 目	質 問	回 答
補助率	事業主体に対して、県と市町村の双方が直接補助することは可能か。	市町村が補助できる場合は、原則として間接補助とすることが望ましい。ただし、緊急を要するなどのやむを得ない理由があれば、直接補助することは可能である。
対象事業	<p>① 実施要領3（10）の事業採択の留意点で「ア他の補助事業による執行が困難なもの」とあるが、他の補助事業に合併特例債等は該当するのか。</p> <p>② 事業費内訳の主たる内容が旅費のみの事業は対象となるか。</p>	<p>① 該当する。特に事業主体が市町村の場合は、財源の選択肢が複数あるので事業採択の際には十分検討するとともに、他の補助事業や起債制度を活用する場合において、それらの制度の対象とならない経費を切り分けて当該事業の対象をすることのないよう留意すること。</p> <p>② 原則不可。ただし、その後の事業計画等があり目的をもって執行する場合は可能。</p>
補助対象経費	地域未来創造枠における大規模修繕と小規模修繕の違いとは何か。	大規模修繕とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいい、小規模修繕とはそれ以外の軽微な修繕をいう。
事業採択	① 市町村が事業主体となる事業で留意する点は何か。	① 真に地域活性化につながる事業に支援すること。

	<p>② ビジネス化に関する事業採択について本庁各課支援要望の手続きを踏まえる必要があるのか。</p> <p>③ チャレンジ支援枠と同一年度に事業採択は可能か。</p>	<p>②積極的に活用願いたい。また各局において事業主体をフォロー出来る体制（局内外のメンバーによるサポートチーム結成等）を整えてもらいたい。</p> <p>③可能である。事業の持続可能性を確認するため行うチャレンジ支援枠の結果を踏まえ、本格的な事業に着手する場合、同一年度の事業採択可能。</p>
--	--	--

<空き家ビジネス活用支援枠>

項 目	質 問	回 答
空き家の定義	空き店舗、店舗兼住居などは対象となるか。	空き店舗等は対象としないが、事業の趣旨から、空き家の減少につながる店舗兼住宅や店舗併用住宅等は対象とする。
ビジネスの定義	<p>① 法人税法上の収益事業とは何か。</p> <p>② 「収益事業を主たる目的とした取組」とは、例えばどのようなものか。</p> <p>③ NPOや任意団体が空き家を使って食堂やカフェなどをやる場合、売上があがればビジネス扱いになるのか。</p> <p>④ 「空き家を実際の業務に供する取組」とはどのような解釈か。</p>	<p>① 物品販売業、製造業、料理飲食業、不動産貸付業など、法人税法施行令第5条に規定される。</p> <p>② 空き家を活用して、恒常的に、もしくは主として収益事業行うもの。例えば、交流拠点として整備し、時折収益事業を行うものや実費相当額を徴収して飲食料等を提供すると認められる取組は対象外とする。</p> <p>③ 上記のとおり、収益事業として認められれば対象となりうる。ただし、審査の際に疑義が生じた場合は、振興局において税理士等の見解を参考に判断すること。なお、経費を要する場合は総合補助金の事務費を活用すること。</p> <p>④ 管理業務や小売、製造、サービス提供の場として、実際に空き家を使用すること。単なる倉庫（貸倉庫業は除く。）や社宅などの住居（宿泊業は除く。）、業務実態のない支店として活用する場合等は、実際の業務への供用とは見なさない。</p>

事業の内容	地域活性化に資する内容とは、例えばどのようなものか。	地元雇用や地産地消、住民向けの有償サービスなど、直接的・間接的に地域創生に資すると判断されるもの。
補助率	補助事業者に対して、県と市町村の双方が直接補助することは可能か。また、その場合の県の補助率は。	市町村が県の補助金との併給を認めるのであれば可能である。 ただし、その場合は、県と市町村の補助対象経費を明確に分けて、重複がないようにしなければならない。その場合の県費補助率は2/3である。
対象事業	<p>① 空き家を活用して、店舗兼住宅や店舗併用住宅として改修する場合は対象としてよいか。</p> <p>② 自主施工する場合の需用費（原材料等）は対象となるか。</p>	<p>① 居住スペースと店舗が明確に区分できる場合に限り、店舗部分にかかる改修等は対象事業と見なすことができる（居住と店舗の共用部分など、区分が不明瞭な場合は当該スペースにかかる改修等は補助事業の対象外）。</p> <p>② 自主施工に用いる原材料等は、当該補助事業のみに充てたことを完全に整理することが困難であるため、補助対象外とする。</p>
事業採択	<p>① チャレンジ支援事業と同一年度に事業採択は可能か。</p> <p>② 建築工事費が400万円以上となる場合、土木建築部への建築審査依頼は必要か。</p>	<p>① 可能である。事業の持続可能性を確認するため行うチャレンジ支援事業の結果を踏まえ、本格的な事業に着手する場合、同一年度の事業採択可能。ただし、年度内に確実に完了することが見込まれること。</p> <p>② 必要である。ただし、小規模工事が想定される本事業において、専門家の作製する図面等を補助事業者から徴することは同事業者への過度な負担となるため、資材ごとの仕様、数量及び価格を詳細に記載した見積書及びその内容を落とし込んだ見取り図等により建築審査依頼を行い、その審査結果をもって交付決定を行うこととする。</p>

附 則

このQ & Aは、令和7年度の予算に係る地域未来創造総合補助金から適用する。